

不正防止計画の策定について

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止に対応するため公的研究費の運営及び管理に関する規程（平成21年8月1日制定）（以下「取扱規程」という。）第5条に基づき、不正防止計画を以下のとおり策定する。

1 公的研究費の適正な執行管理に関する事項

（1） 物品の発注・納品確認を明確化

発注権限や範囲等を明確にし、周知する。また、物品の納品確認をこれまで以上に厳格に実施するため、検収体制を整備する。

（2） アルバイト等に支給する賃金・謝金等に関する体制の整備

勤務実態のない謝金・賃金の請求や、勤務時間の水増し請求などの不正を防止するため、勤務日や勤務時間等、勤務実態の把握に努める。

（3） 旅費の支給に関する体制の整備

出張の事実がない旅費の請求などの不正を防止するため、出張する研究員に事前に出張申請を提出させ確認する。出張旅費を精算するときは、必ず出張報告書を提出させ、出張の事実確認を行う。なお、航空機利用の場合は領収書及び航空券の半券等も併せて提出させる。

2 監査体制に関する事項

公的研究費の管理・監督が適正に行われていることを確認するために、内部監査を実施する。なお、科研費については交付を受けた研究課題数の10%を対象に書類監査を実施する。

3 不正行為への処分に関する事項

不正行為があったと認められる場合においては、代表理事は、その違反の程度に応じ、必要な措置を財団の就業規則に基づき厳正に行うものとする。

4 不正取引に関与した業者への処分に関する事項

公的研究費による物品の購入及び製造、役務等について財団職員と共謀その他不正使用等に関与したと認められた場合、その業者との取引を停止する等の措置を行う。